

令和 8 年 9 月 2 日
土木部工事第一課

議会の委任による専決処分の報告
(車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和 8 年 5 月 1 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分頃
(天候：晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区内

(3) 事故内容 世田谷区 (以下「甲」という) の工事第一課職員が区車両を作業現場付近の道路幅員約 3. 2 m の区道上に駐車して道路維持作業を行っていた際、対向車の侵入があった。対向車を避けるため、区職員が区車両を乙の宅地側に寄せたところ、区車両左側前方の方向指示器が乙所有の防護柱に接触したことでこれを損傷させた。

(4) 相手方等 別紙のとおり

2 乙への損害賠償額 1 5 4, 0 0 0 円
(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和 8 年 8 月 1 8 日